



発行 東京都

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（杉並区大宮一丁目及び二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

告示

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

○不在者投票管理者を置く施設の指定……二

○市街地再開発組合の理事長の就任……二

○土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）変更の認可……（産業労働局農林水産部農業振興課）……三

告示

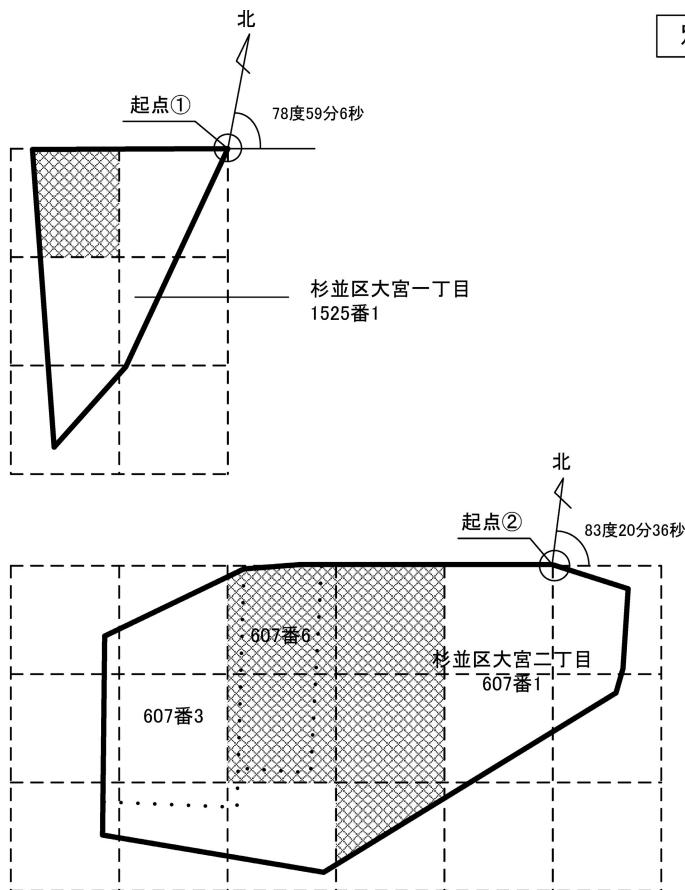
●東京都告示第千五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十一日

別図



【凡例】

調査対象地

筆境界

単位区画



形質変更時要届出区域

【起点】

起点①は、杉並区大宮一丁目1525番1の最北端とする。
起点②は、杉並区大宮二丁目607番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

起点① 78度59分6秒
起点② 83度20分36秒

格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

令和七年十一月二十一日

● 東京都選挙管理委員会告示第百五十二号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

告示(選)

施設の名称 所在地
介護付有料老人ホーム 武藏野市緑町二丁目一番四十号
コートローレル そんぽの家S西東京泉町 西東京市泉町二丁目十四番十三号

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により公園通り西地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 氏名
本藤 武史

二 住所

文京区小石川五丁目三十四番六一九〇四号

土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）
の認可について

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条
第一項の規定により、昭島用水土地改良区の土地改良事
業計画（維持管理）の変更を令和七年十一月十三日認可し
た。

令和七年十一月二十一日

東京都知事 小池百合子

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円
一箇月 六、六〇〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの